

山柔協第27-314号
平成27年9月8日

各柔道協会会長 様
高体連柔道部長 様
中体連柔道部長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会長 吉岡 剛
(会長印を省略しています)

少年の試合に係る申し合わせ事項について
＜「国内における「少年大会申し合わせ事項」」の施行について＞

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の少年の試合に係る申し合わせ事項が改正され、平成27年6月1日付けで施行されたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 国内における「少年大会申し合わせ事項」（平成27年6月1日施行）添付

2 参考

(1) 平成27年度第46回全国中学校柔道大会[北海道:函館市]資料「審判規定等に関する情報提供」（新旧対照表付き）添付

(2) 少年の試合に係る申し合わせ事項について

「全日本柔道連盟審判員マニュアル」において、少年の試合に係る申し合わせ事項に関して、次のとおり記載されていることに十分留意されるようお願いいたします。

基本理念は、正しい組み方で、正しい技を掛け合う、講道館柔道の基礎を習得させ、生涯にわたって柔道に親しむ能力や態度を育成し、日本柔道の基盤を確実に築くことである。少年柔道に携わる全ての関係者は「基本の習得」と「安全管理」を認識し、少年柔道の育成に取り組む必要がある。とくに審判員は、試合の場で少年を指導する立場として、大きな責任を担っている。従って、審判員はこの少年規定の基本的な考え方を十分に理解し、安全に留意し、正しい組み方、正しい礼法を徹底させる等、その役割は重要である。